

未収債権の状況とその対策について

平成24年8月10日

平成23年度末の収入未済額 78億48百万円（前年度末比5億93百万円、7.0%の減）

※収入未済額は3年続けて減少。18年ぶりに70億円台。

〔主な要因〕

県税において、新規発生分の抑制等に取り組み、3億92百万円の収入未済額の解消を進めたほか、中小企業支援資金貸付金、母子寡婦・福祉資金貸付金、農業改良資金貸付金、県営住宅使用料などその他の債権においても収入未済額の解消が進んだことによる。

1. 収入未済の状況について

（単位：百万円，％）

区 分		平成23年度 決 算 額 A	平成22年度 決 算 額 B	増減額 A - B	増減率 A - B / B
前年度末収入未済額	ア	8,441	8,476	△ 35	△ 0.4
年度中増減	過年度分解消額	1,954	1,866	88	4.7
	新規発生額	1,361	1,831	△ 470	△ 25.7
	ウ - イ	△ 593	△ 35	△ 558	1594.3
当該年度末収入未済額	ア+エ	7,848	8,441	△ 593	△ 7.0

- ・ 過年度分解消額は前年度を88百万円上回った。
- ・ 新規発生額は、滞納縮減対策の効果等により県税が3億17百万円の減となったことなどにより、前年度を4億70百万円下回った。

（参考）主な未収債権の収入未済額の状況

（単位：百万円，％）

区 分	平成23年度 決 算 額 C	平成22年度 決 算 額 D	増減額 C - D	増減率 C - D / D
県 税	4,315	4,708	△ 392	△ 8.3
中小企業支援資金貸付金	1,811	1,838	△ 27	△ 1.5
行政代執行費用	448	448	0	0.0
母子・寡婦福祉資金貸付金	283	294	△ 11	△ 3.7
農業改良資金貸付金	215	223	△ 8	△ 3.6
県営住宅使用料	188	203	△ 15	△ 7.4

2. 未収債権対策の主なものとその成果

[共通事項]

債権管理マニュアル(平成14年8月策定)等に基づき、未収債権の解消と発生の未然防止に向けた取組をより一層強化

(1) 県 税

- ・特別滞納整理班による個人住民税徴収対策の強化(県税徴収対策官と市町村職員との「相互併任制度」を導入 徴収額1億63百万円)
- ・特別滞納整理班による高額・徴収困難事案に対する徴収対策の強化(徴収額1億37百万円)
- ・搜索、公売の実施(搜索を26件実施。差押動産315件を県・市町合同公売会等により835千円で売却)
- ・「県下一斉給与差押え徴収強化期間」(7~8月, 11月~1月)の設定(対象者5,646人, 3月末までに1億88百万円を徴収)
- ・「タイヤロック徴収強化月間」(2月)の設定(対象者233人, 3月末までに748万円を徴収)
- ・徹底した滞納整理の実施(財産調査 延べ292,318件, 財産差押え 延べ2,345件)
- ・「自動車税納税お知らせセンター」の設置(対策前との比較:H20 92.08%→H23 93.59%(1.51ポイント増)各年度9月末時点の現年度自動車税徴収率)
- ・自動車税のコンビニ納付, クレジット納付の利用促進(納期内納付率:H22 69.4%→H23 71.2%(1.8ポイント増))
- ・個人住民税特別徴収の促進(市町村と共同で事業所等を訪問し特徴への切り替えを要請(6団体, 465事業所))

(2) 中小企業支援資金貸付金

- ・延滞組合(企業)に対する戸別訪問等の実施(分割償還額の増 12件)
- ・「債権回収強化月間」及び「延滞発生未然防止月間」の設定による納入及び延滞発生防止指導の推進(強化月間訪問件数…6月 9件, 12月 12件, 防止月間訪問件数…7月 7件, 1月 9件)
- ・長期延滞組合, 企業に対する法的措置の執行(債権差押 2件)

(3) 母子・寡婦福祉資金貸付金

- ・家庭訪問等による償還計画書の作成や分割納入の指導等の実施(23年度中完済 308件, 新規償還開始 114件)
- ・口座振替制度の推進(平成11年9月から実施, 口座振替件数(平成24年6月末現在)870件(調定件数の約65%))

(4) 県営住宅使用料

- ・「夜間督促強化月間」の設定による納入指導の推進(強化月間訪問実施件数…8月 352件, 12月 291件)
- ・長期・高額滞納者への法的措置の執行(23年度中の即決和解の申立て…対象者20名)
- ・口座振替制度の推進(平成10年4月から実施, 口座振替申込件数(平成24年5月末現在) 9,375件(入居者の約83%))
- ・滞納家賃回収強化委託事業の実績(平成20年8月契約) 655,300円回収

3. 今後の未収債権対策

- ① 「未収債権対策プロジェクトチーム」を中心に全庁的な未収債権対策を推進
- ② 関係各課において策定している債権管理マニュアル等に基づき, 体系的な債権管理・債権回収
- ③ 県税の徴収対策について以下の対策を実施
 - ・広報等を通じた納税意識の高揚やコンビニ・クレジット納付など利便性の向上, 個人住民税特別徴収の促進等により, 滞納の未然防止を図るほか, 自動車税納税お知らせセンターの設置等により滞納の早期解消を促進
 - ・特別滞納整理班による, 市町村と連携した個人住民税の徴収対策や高額滞納者への搜索・差押えを強化するほか, 徴税指導対策官(自動車税担当)の設置等により, 自動車税を中心とした徴収事務執行体制を強化
- ④ その他の未収債権対策
 - ・県営住宅使用料の長期・高額滞納者への法的措置の執行, 口座振替制度の推進等を引き続き実施
 - ・母子・寡婦福祉資金貸付金の口座振替制度の推進等を引き続き実施
 - ・中小企業支援資金貸付金, 農業改良資金貸付金, 沿岸漁業改善資金等については, 未収債権への対策だけでなく, 経営指導の強化を通じ, 償還促進を支援